

寄附の手続き方法は3種類

1. 金融機関窓口から寄附する

下記4つの金融機関の全ての区内「本・支店」窓口から「専用振込用紙」を使いお振込みいただけます。

口座名義

世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金

金融機関名	口座番号
みずほ銀行 世田谷支店	普通 1508578
昭和信用金庫 本店	普通 1246260
世田谷信用金庫 本店	普通 0725680
東京中央農協千歳支店	普通 0039434

※本基金の「専用振込用紙」は左記の区内金融機関の窓口へお申し出ください。

※左記金融機関の区内「本・支店の窓口」から、同一金融機関の口座に振り込む場合、手数料は無料です。

2. ATM・インターネットバンキングから寄附する

上記金融機関の指定口座に、ATM（現金自動預払機）、インターネットバンキング、コンビニエンスストアのATM等から振り込むことができます。その場合手数料は有料となります。

3. 区指定の納付書を使って寄附する

お手数ですが、まずは、前ページの問い合わせ先にお電話ください。お電話を頂きましたら、こちらから寄附申出書をお送りいたします。その後は下記の手順での手続きとなります。

1. 寄附申出書に必要事項をご記入のうえ、問い合わせ先へ返送してください。(Fax可)
↓
2. 区から納付書（振込用紙）を郵便でお送りいたします。
↓
3. 銀行や郵便局などの指定金融機関窓口で納付書（振込用紙）により寄附金をお振込みください。 ※振込手数料は無料です。

▷ 税制上の優遇措置

寄附金は、寄附金控除（ふるさと納税）の対象となります。

※所得税及び住民税の寄附金控除の適用を受けることができます。金融機関口座にお振込みいただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込金受取書の原本に、この「チラシ」を添付し、寄附金控除等を受けるための受領証（証明書）に代え、確定申告を行ってください。

※お申出のあった方のみ受領証を発行いたします。「受領証発行依頼書」を郵送しますので、若者支援担当課までお問い合わせください。依頼書は、区ホームページからもダウンロードが可能です。

※ふるさと納税「ワンストップ特例」をご希望の方には、申請書をお送りします。「寄附申出書」にてお知らせ下さい。

※寄附金控除について詳細は、区ホームページ「税制上の優遇措置（寄附金控除）について」をご参照ください。

ご支援を
お願いします!